

入札説明書

パソコン等の賃借についての一般競争入札については、関係法令及び沖縄県財務規則に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

沖縄県立博物館・美術館
館長 田名 真之

1. 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名 パソコン等の賃借
- (2) 仕様書 別添のとおり
- (3) 履行期限 契約締結日～令和5年7月31日

2. 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 本県競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という）に登録されているもので下記関係書類①を提出したもの、もしくは名簿に登録されていないが、下記関係書類①から③の提出及び当方の審査をもって入札参加資格があると認められたもの。

① 競争入札参加資格申請書（別紙様式1）

② 定款又は寄付行為及び登記事項証明書（法人でない団体にあつては、定款又は寄付行為に相当する書類）

③ 県税に未納がない事を証する書類

- (2) 当該業務に関し、仕様書のとおり業務を履行できる技術、知識等を有するもの。
- (3) 地方自治法施行令（以下令という）第167条の4の規定に該当しないもの。
- (4) 会社更生法に基づき更正手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 入札参加資格確認申請期限日から本業務の入札日までの間において、本県の指名停止措置を受けていない者
- (6) 次の各号に該当しないこと。

ア 暴力団、暴力団員、暴力団体関係企業・団体又はその関係者、その他反社会勢力（以下「暴力団体等反社会勢力」という。）

イ 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体

ウ 法人でその役員のうち暴力団等反社会勢力に属する者がいる。

4. 入札執行の日時及び場所

- (1) 入札日時 令和元年7月12日(金) 午前10時00分
- (2) 入札場所 沖縄県立博物館・美術館 博物館 会議室

5. 入札について

- (1) 入札書は、別紙様式3（様式第56号（その1））を用いるものとする。
- (2) 代理人が入札する場合は必ず委任状（別紙様式4）を入札書に添えて提出すること。
- (3) 入札書を提出する場合は、封筒に入札書を入れ密封し、表封筒に氏名（法人の場合はその名称）及び「委託の名称」を記入すること。
- (4) 入札書の記載事項を訂正した場合は、訂正部分を二重線で消し押印すること。なお、入札金額を訂正した入札書を使用した場合は、無効とする。
- (5) 入札者は、入札書を一旦提出した後は開札の前後を問わず当該入札書の書換、引換え、又は取消しをすることはできない。
- (6) 入札金額は、算用数字を用いて丁寧に記入し、頭に¥マークを表示すること。
- (7) 入札者は、別添仕様書に基づき、見積もるものとする。
- (8) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税抜きの金額を入札書に記載すること。
〔 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に保険料を除いた額の8%に相当する金額を加算した金額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。〕

6. 再度入札

開札した場合において、落札者のない場合には直ちに再度入札を行う。

7. 入札保証金

- (1) 見積る契約金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加えたもの）（当該契約金額を契約期間の月数（48月）で除して得た額に12を乗じて得た額）の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付を免除する。
 - ① 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。
 - ② 令第167条の5及び令第167条の11に規定する資格を有する者で、国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。（別紙様式2）
- (2) 入札保証金の納付方法
 - ① 別紙様式5の入札保証金納付書発行依頼書に必要事項に記入し、令和元年7月10日（水）午前11時までに博物館・美術館（1階総務班）へ提出する（FAX可、後日原本を提出のこと）。
 - ② 納付書を博物館・美術館担当から受取り、納付書に記載されている金融機関で入札保証金を納める。
 - ③ 納付先金融機関から受領書を受け取る

④ 入札前までに当館へ受領書の写し（A4 縦の用紙に印刷）を提出する。

(3) 入札保証金の還付

入札保証金は、落札決定後に還付する。ただし落札者の入札保証金は契約保証金に充当することができる。

8. 入札の無効

次に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格の無い者のした入札
- (2) 入札者に求められた義務を履行しなかった者のした入札
- (3) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (4) 同一人が同一事項についてした 2 通以上の入札
- (5) 2 人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (6) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (7) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し又は不明な入札
- (8) 入札条件に違反した入札
- (9) 談合その他不正の行為があった入札
- (10) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札

9. 落札者の決定方法

- (1) 入札書を提出した者のうち、入札書に記載された金額の 100 分の 108 に相当する金額が予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とし、この金額を落札額とする。落札金額について 1 円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。
- (2) 落札が無効であるときは、予定価格の範囲内で入札を行った次順位の者を落札者とすることができる。
- (3) 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、くじによる落札決定を行う。この時、当該入札者でくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わりにくじを引くものとする。

10. 契約書

作成する。

11. 契約保証金

- (1) 契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
 - ① 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書

を提出する場合。

- ② 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

12. 入札・仕様書に関する問い合わせ先

〒900-0006

沖縄県那覇市おもろまち 3 - 1 - 1

TEL : 098-851-5401

FAX : 098-941-3560

沖縄県立博物館・美術館

博物館班

主任学芸員 宇佐美賢